

令和4年9月佐川町議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 令和4年9月2日

招集の場所 佐川町議会議場

開 会 令和4年9月2日 午前9時宣告

開 議 令和4年9月2日 午前9時宣告（第1日）

応招議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	3番	山本 和輝
	4番	田村 幸生	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子
	7番	西森 勝仁	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子
	10番	森 正彦	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正
	13番	永田 耕朗	14番	藤原 健祐		

不応招議員 な し

出席議員	1番	齋藤 光	2番	岡林 哲司	4番	田村 幸生
	5番	橋元 陽一	6番	宮崎知恵子	7番	西森 勝仁
	8番	下川 芳樹	9番	坂本 玲子	10番	森 正彦
	11番	松浦 隆起	12番	岡村 統正	13番	永田 耕朗
	14番	藤原 健祐				

欠席議員 3番 山本 和輝

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	片岡 雄司	町 民 課 長	山本 壽史
副 町 長	田村 正和	病院事務局長	池内 智保
教 育 長	濱田 陽治	健康福祉課長	岡崎 省治
会 計 課 長	梶原枝理子	教 育 次 長	廣田 春秋
総 務 課 長	片岡 和子	産業振興課長	下八川久夫
まちづくり推進課長	岡田 秀和	建 設 課 長	藤本 雅徳
税 務 課 長	真辺 美紀	農業委員会事務局長	吉野 広昭

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

会議録署名議員の指名 議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。
5 番 橋元 陽一 6 番 宮崎 知恵子

令和4年9月佐川町議会定例会議事日程〔第1号〕

令和4年9月2日 午前9時開議

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会 期 の 決 定 |
| 日程第3 | 諸 般 の 報 告 |
| 日程第4 | 行 政 報 告 |
| 日程第5 | 報告第9号 令和3年度財政健全化判断比率の報告について |
| 日程第6 | 報告第10号 令和3年度資金不足比率の報告について |
| 日程第7 | 報告第11号 債権の放棄について |
| 日程第8 | 報告第12号 債権の放棄について |
| 日程第9 | 同意案第1号 佐川町教育委員会教育長の任命について |
| 日程第10 | 同意案第2号 佐川町教育委員会委員の任命について |
| 日程第11 | 同意案第3号 佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について |
| 日程第12 | 認定第1号 令和3年度佐川町一般会計の決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第2号 令和3年度佐川町国民健康保険特別会計の決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第3号 令和3年度佐川町学校給食特別会計の決算の認定について |

日程第15	認定第 4 号	令和 3 年度佐川町農業集落排水事業特別会計の決算の認定について
日程第16	認定第 5 号	令和 3 年度佐川町介護保険特別会計の決算の認定について
日程第17	認定第 6 号	令和 3 年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定について
日程第18	認定第 7 号	令和 3 年度佐川町水道事業会計の決算の認定について
日程第19	認定第 8 号	令和 3 年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定について
日程第20	議案第 6 1 号	令和 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第21	議案第 6 2 号	令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第22	議案第 6 3 号	令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第23	議案第 6 4 号	令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第24	議案第 6 5 号	令和 4 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）
日程第25	議案第 6 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第 6 7 号	佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第 6 8 号	令和 3 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について
日程第28	議案第 6 9 号	高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更について

議長（西森勝仁君）

おはようございます。定刻ですので、ただいまから令和４年９月佐川町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員数は１３人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、山本和輝議員から欠席の届けが出ております。

ここで、８月３日付で、町職員の人事異動があつておりますので、紹介をいたします。

町民課長（山本壽史君）

皆さんおはようございます。８月の人事異動によりまして、町民課長を拝命しました山本です。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

どうぞよろしくお願いいたします。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第１２６条の規定によって、５番、橋元陽一君、６番、宮崎知恵子君の両名を指名いたします。

日程第２、会期の決定の件を議題にします。

本定例会の会期について、議会運営委員長から報告を願います。

議会運営委員長（坂本玲子君）

おはようございます。９月定例会の会期及び運営につきまして、８月３０日に議会運営委員会を開催し、審議した結果を報告します。

本日９月２日を開会日とし、報告、同意、認定議案の上程、説明までとします。３日土曜日、４日日曜日は休会とします。５日月曜日、６日火曜日は一般質問を行います。７日水曜日は休会とし、決算勉強会とします。８日、木曜日にも休会とし、決算勉強会及び議員全員協議会を開きます。９日金曜日は議案質疑、討論、採決等を行い、閉会とします。

本定例会の会期は９月２日から９日までの８日間に決定しましたので報告します。

なお、運営につきましては議長に一任いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

お諮りします。本定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から９月９日までの８日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9日までの8日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

6月定例会後の重立ったものについて報告します。

6月21日、令和4年度国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会総会が越知町民会館で開催され出席しました。

6月23日、青少年育成佐川町民会議総会が桜座で開催され、慣例により私が議長を務めてまいりました。

6月24日、令和4年第2回日高村佐川町学校組合議会定例会が開催され、出席しました。提出されました議案は、教育費18万3千円の補正予算と、監査委員の選任でありまして、加茂の久保成悟氏と組合議会議員の下川芳樹氏が選任されました。

6月25日、高知市において竹村維早夫司牡丹会長の社葬があり、町長とともに参列し献花をしてまいりました。安らかな御冥福をお祈りする次第でございます。

6月27日、令和4年度国道33号整備促進期成同盟会総会が仁淀川町交流センターで行われ町長とともに出席しました。これは高知市から松山市までの沿線10カ市町村で構成する同盟会であります。提出されました議案は令和3年度の事業報告や決算など3議案でありましたが、いずれの議案も原案どおり可決されました。また役員改選があり、会長には古味仁淀川町長、副会長には河野久万高原町長と小田越知町長、監査には佐川砥部町長と私が選任されました。なお、国土交通省から事業説明があり、佐川町分では川内ヶ谷のルミエール前のカーブについては用地が確保でき次第、着工するとの事でした。

6月30日、まきのさんの道の駅・佐川の起工式があり、議員の皆様と一緒に出席し、工事の安全祈願をしてまいりました。

7月19日、斗賀野地区を皮切りに町政懇談会が各地で開催され、私も可能な限り出席し、町民の声を聴いてまいりました。また、議員報酬についても現状を説明させていただきました。

7月28日、令和4年度市町村議会議員研修が高知県立県民文化ホールで開催され、議員の皆様とともに出席しました。研修では跡見学園女子大学教授鍵屋一氏による「自治体の防災対策と議会・議員

の役割」と題した講演が行われ、拝聴してきました。講演でもありましたように災害時の議会や議員の役割を定めたマニュアルづくりを急ぎ、こうした時こそ議員の存在感を発揮する必要があると痛感しました。

8月17日、令和4年度国道494号整備促進期成同盟会総会が桜座で開催され出席しました。これは松山市から東温市、久万高原町を通り、須崎市までの沿線7市町で構成するものです。提出されました議案は令和3年度の事業報告や決算など5議案でありましたが、いずれも原案どおり決定されました。また国への要望事項として佐川・吾桑バイパス5,930メートルは494号の中でも最も交通量が多いため、早期の改良促進をすることなどが決定されました。また、引き続き国道494号佐川吾桑バイパス整備促進協議会令和4年度通常総会が開催されました。

8月23日、国道33号整備促進期成同盟会高知県協議会による四国地方整備局へ要望活動を町長とともに行ってまいりました。

8月24日、町村議会議長研修会及び県政に対する意見交換会が高知県自治会館で開催され出席しました。

8月25日、第16回高幡町村議会議員研修会が桜座で開催され議員の皆様方とともに出席しました。講師は、さんすい防災研究所代表山崎水紀夫氏による「23災害の被災地支援から学ぶ現場力＋車中泊避難所の取り組みについて」と題した講演が行われ拝聴してまいりました。研修会終了後の質疑では、災害時には議員は何をすべきかななどの質問が出ていました。

8月29日、高吾北広域町村事務組合議会第3回定例会が開催され出席しました。

提出されました議案は、報告案と認定案がそれぞれ1件、一般会計補正予算案などの議案が5件でした。報告は五葉荘の空調設備改良工事の電気系統追加工事費180万3千円の専決処分であり、認定案は令和3年度の決算でしたが、いずれの議案も原案どおり可決されました。また追加議案として正副議長選挙が行われ、議長に当議会の藤原健祐氏、副議長には越知町の高橋丈一議長が選任されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長（片岡雄司君）

皆様、おはようございます。

本日は議員の皆様方の御出席をいただき、令和4年9月佐川町議会定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。また、日ごろは町政運営に対しまして御指導、御協力をいただきまして改めて、厚く御礼申し上げます。

それでは、開会にあたりまして行政報告をさせていただきます。

初めに、地区懇談会について報告をいたします。

7月19日から28日にかけ、町内5地区で懇談会を開催いたしました。NHK連続テレビ小説「らんまん」に関する事業、道の駅及び新文化拠点整備事業、管理型産業廃棄物最終処分場に関する進捗状況など、住民の皆様の関心の高い事業につきまして、概要を説明させていただきました。

参加いただいた皆様からは、事業に関する御意見だけではなく、身近な道路のことや、農業の現状・課題など、町行政につきましてさまざまな御意見・御要望をいただきました。本当にありがとうございました。皆様からいただいた貴重な御意見・御要望は、今後の町政運営に生かしてまいりたいと考えております。

なお、今回、地区懇談会の開催につきましては、町広報誌7月号や、前日の防災無線放送、LINEによる御案内をさせていただきましたが、周知の方法や時間設定につきまして、少なくない御意見をいただきました。次回以降の地区懇談会開催時には、より多くの住民の皆様に御参加いただき、御意見をいただけるよう改善を図ってまいります。

次に住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について報告いたします。

この制度は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円を給付するものでございます。令和3年度にも同じ制度がございましたが、令和4年度の対象者は、昨年度、支給対象とならなかった方々のうち、本年度、新たに住民税非課税世帯となった世帯に給付金を支給するものでございます。

手続きに関しましては、8月1日に、該当されると思われます、188名の世帯主の方に、確認書を送付し、現在、受け付けを行っているとございまして、受け付けの期限は、10月末となっております。

すので、対象となられる住民の皆様におかれましては、申請漏れのないように、早めの手続きをお願いいたします。

次に、新型コロナウイルス感染症について報告いたします。

佐川町内の感染状況でございますが、7月以降、ほぼ毎日のように、二桁の感染者数が確認されており、オミクロン株による第7波はこれまでと比べ、非常に大きな波となっております。現在、流行しているオミクロン株は感染力が非常に強く、誰が、いつ、どこで感染してもおかしくない状況が続いております。

新型コロナウイルス感染症に罹患された方々には御見舞いを申し上げますとともに、濃厚接触者となられた方々、看病されている御家族の皆様におかれましても、困難な状況の中、大変、御苦労されていることと思います。また、発熱外来等の医療提供体制のひっ迫とともに、高齢者施設や、学校・保育所等でのコロナ発生により、住民の皆様のご生活に大きな影響を及ぼしております。

8月28日現在におけるワクチン接種の状況でございますが、佐川町では、3回目のワクチン接種をした方は、接種対象年齢である12歳以上の78.6%に達しております。このうち、年代別にみると、60歳以上は88.2%の方が接種しており、20代以上の全ての年代で60%を超えております。

また、重症化の予防を目的として、60歳以上の方と基礎疾患がある18歳以上の方などを対象とした4回目のワクチン接種が、7月中旬から本格的に始まっておりますが、8月28日現在、60歳以上の62.3%の人が接種を済まされており、高知県全体の49.7%を大幅に上回っております。

県は、8月16日、感染の急激な拡大による医療提供体制のひっ迫状況に鑑み、県の感染症の対応ステージを最も厳しい「特別対策」に引き上げるとともに、県民に向けて、「BA.5対策強化宣言」を発出し、高齢者の方や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方に対しては、不要不急の外出を極力控えるよう、メッセージを出しており、また、県内の感染状況は、依然として厳しい状況が続いていることから、発出した、「BA.5対策強化宣言」を9月16日まで延長しております。

オミクロン株に対応した新しいワクチンの接種につきましては、現在、国において、対象者や接種方法など、最終的な詰め作業を行っております。佐川町といたしましても、正式に国から情報がお

り次第、医療機関等と協議を行い、接種体制を構築して、適宜、町民の皆様へ情報をお知らせしたいと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様には、ワクチン接種が可能な方は、可能な限り、ワクチンを接種していただくこと、そして、一人一人が基本的な感染対策をしっかりと取っていただくとともに、地域全体が停滞しないように社会経済活動を回していくことに対しまして、御理解と御協力を、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、道の駅整備事業について報告いたします。

令和4年6月9日に、株式会社岸之上工務店と請負契約を締結いたしました、道の駅建設工事の起工式を、6月30日に執り行いました。

起工式にあたりましては、国土交通省土佐国道事務所岡本所長や県議会議員並びに、町議会議員の皆様を初め、加茂地区自治会の皆様、関係者の皆様に、御列席をたまわり、滞りなく終えることができました。工事中は、事故もなく、安全に工事が進んでいきますことを、願っております。

お忙しい中、誠にありがとうございました。

現在、工事は、令和5年3月30日の完成に向け、順調に進んでおり、地盤改良工事が完了し、本体工事に着手しております。

また、道の駅施設の東側に計画しております、遊具公園につきましては、町内の有識者、関係機関の皆様と一緒に検討していくこととしており、霧生関遊具公園検討委員会を設置いたしております。検討委員には、自治会、保護者会、小学校PTA、子育て関係者、観光関係者、町議会議員の中から、10名の方に委員をお願いしております。

検討委員会につきましては、8月1日に第1回目を開催し、8月10日には、遊具の配置をイメージしていただくために計画地の視察を行いました。委員の皆様からは、公園に求める機能や遊具についての御意見をいただき、現在検討を進めているところでございます。

第2回目の検討委員会は、10月に開催を予定しており、町内に住む子供たちや保護者の皆様に喜ばれ、町外からも目的地として来ていただける公園になるよう、整備を進めてまいります。

次に「道の駅」に併設整備する「おもちゃ美術館」事業について報告いたします。

おもちゃ美術館の建設につきましては、おもちゃ美術館の箱とな

る、建物自体の建築工事と、内部照明設備、エアコン設備などの、機械電気設備に関する工事、大型木製遊具などの、造作物や、備品などの設置に関する工事の3つに分けて、施工する予定としております。

このうち、建物自体の建築工事につきましては、既に、株式会社岸ノ上工務店と契約し、施工中の「道の駅整備工事」に含まれており、現在、工事が進んでおります。

残りの2つの工事につきましては、実施設計に取り組んでおり、機械電気設備に関する工事につきましては、8月末に実施設計が完了、造作物や、備品などの設置に関する工事につきましては、9月末までに実施設計が完了予定となっております。

実施設計が完了しております、機械電気設備に関する工事につきましては、早期に発注し、着手する必要があること、また、経費の節減に加えて、同一施工区間での、同一工種の重複を回避することができ、安全・円滑かつ、適切な施工を確保するうえで、有利であるとの判断から、おもちゃ美術館の建物自体の建築工事に追加して、株式会社岸之上工務店と契約させていただきたいと考えており、現在作業を進めております。

次に、令和4年度全国中学校体育大会への出場について報告いたします。

尾川中学校男子ソフトボール部が、仁淀中学校・池川中学校と、連合チームを組み、四国大会で優勝、北海道帯広市で開催される全国大会に出場いたしました。同じく、佐川中学校柔道部1年生の女子が県大会の48キログラム級で優勝、福島県で実施される全国大会に出場いたしております。

私自身の考えでございますが、スポーツにおいて、結果が、全てではないと思っています。しかしながら、勝利をつかむためには、並々ならぬ、努力や御家族の支えが必要であるとも考えております。このたびの成果は努力の賜物であり、御本人や、それを支えていただいた御家族、関係者の皆様には、心から敬意を表し、出場された生徒の皆さんの、今後の更なる活躍を期待しております。

また、スポーツには、心身や地域を元気にする力、世界とつながる力があり、スポーツを「する、見る、支える、学ぶ、楽しむ」これら5つの視点での、環境づくりが大切だと考えております。町といたしましても、競技スポーツ、生涯スポーツに関わる皆様を、引き

続き、全力で応援してまいりたいと考えています。

次に、新文化拠点について報告いたします。

新文化拠点の整備基本計画につきましては、6月定例会の教育委員会におきまして承認していただき、正式な計画といたしました。また、並行して進めておりました建物の基本設計につきましても、6月末で完了し、現在、より詳細な、実施設計に取り掛かっております。

基本設計では、新文化拠点を「学び合いの広場」と位置づけ、蔵書10万冊の図書館機能と学び合いのサイクルを充実するための交流スペースを併設した施設としております。大きな閲覧スペースの他、静かに学習できるスペースや、子供や保護者が気兼ねなく過ごせるスペース、小さな会議ができるスペースなど、町民の皆様が主体的に活動できるように配置されております。

今後は、年度内に実施設計を完了するとともに、新文化拠点運営基本計画の検討を進めてまいります。

次に、商工会主催のビアガーデンについて報告します。

7月24日日曜日に、商工会青年部が中心となり、3年ぶりのビアガーデンが、役場の駐車場で行われました。

手指消毒やマスク着用の呼びかけはもちろん、例年よりも客席数を減らし、来場された方の間隔を確保するように対策をとるなど、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期していただき、関係者の皆様にとっては、気苦労の多い、開催となったのではないかと考えております。

町内では、久しぶりに行われた、大きなイベントということもあり、千人を超える方が来場されていたと伺っております。最後は恒例の花火も打ち上がり、私も、多くの方と一緒に夏の一夜を楽しませていただきました。

現在、ビアガーデンが開催された7月下旬と比べて、新型コロナウイルス感染症の感染者が増加しており、更に、厳しい状況となっておりますが、社会経済活動につきましては、必要なものはしっかり行い、両立を図っていくことも大事であると、考えております。

そういった意味でも、感染対策を万全に行い、私を初め、多くの住民の方に、楽しいひとときを用意してくださった、商工会青年部や関係者の皆様に深く感謝いたします。

続きまして、各課の所管事項について、報告をさせていただきます

す。

初めに、まちづくり推進課の所管事項でございます。

まず、「さかわぐるぐるバス」事業について報告いたします。

6月16日に、令和4年度の、第1回佐川町地域公共交通会議を開催いたしました。会議では、まず、全体の利用状況について報告をさせていただきました。

昨年10月から、本年4月までの7カ月間の全路線利用者数は5,246人、また全路線一便あたりの平均利用者数は2.33人となっております。前年同期の実績と比較いたしますと、利用者数で458人の増、割合にして9.6%の増、平均利用者数は0.2人の増となっております。

その主な要因としましては、新型コロナウイルス感染症対策が徹底され、感染状況が一定落ち着いていたこと、また、ぐるぐるバスの認知度が上がってきたことや、免許の返納者の増加に伴う利用者増などが考えられます。

一方、本年10月からの一部路線の再編につきましては、永野地区の砂止奥や夢まちランドのバス停の増設、乗務員の休息時間確保や、利用者の利便性向上のためのダイヤ改正について、御承認いただきました。

また、今年度は地域公共交通計画を策定する年となっております。

この計画は、今後5年間の地域公共交通についての方針や目標を定めるものであります。

これまでの取り組みの評価や検証、地域住民や関係機関との意見交換を経て、新たな計画を策定することで、住民生活を支える公共交通ネットワークのさらなる拡充を目指してまいります。

現在、アンケート調査の準備を進めており、これからも地域や利用者の方々からの幅広い御意見・御要望をお聞きする場を設けるとともに、ぐるぐるバス乗務員からの、きめ細かな聞き取りなども続けていき、より安全で利用しやすい公共交通を目指し、取り組んでまいります。

次に、牧野富太郎博士顕彰事業について報告いたします。

町では、3名以上の住民グループや町内の事業所などで利用していただく、「牧野富太郎博士顕彰事業費補助金交付要綱」を制定し、町全体で顕彰の機運を盛り上げるための支援体制を整えました。

昨年度から実施している「牧野富太郎生誕160年記念事業費補助

金」とあわせ、住民の皆様の顕彰事業実施を後押しする仕組みとなっております。また、本年度、県の博覧会事業に合わせ草花ガイドの養成やその他さまざまな顕彰事業を、さかわ観光協会に、実施していただく予定ですが、そのための人員的な支援等を行うため「牧野富太郎博士顕彰事業に係る観光振興推進補助金交付要綱」につきましても制定いたしております。

なお、県では、第2回目の「連続テレビ小説を生かした博覧会推進協議会」が8月1日、高知ちばさんセンター大ホールで行われました。令和4年度事業計画及び、収支予算、博覧会のK P Iについて協議され、博覧会の名称や、ロゴデザイン、関連事業の取り組みについて報告がありました。

今後、佐川町としましても、高知県及び、県下の市町村と連携を図り、観光客の皆様楽しんでいただけるような取り組みを進めてまいりたいと考えています。

次に、まちまるごと植物園の取り組みについて報告をいたします。

まちまるごと植物園事業推進を目的として、サポーターの皆さんの、お庭を巡る「まちまるごと植物園ツアー～サポーターさんのお庭篇～」を実施し、定員7名に対し、7名の参加があり、4名のサポーターさんのお庭を見せていただき、交流会も実施いたしました。今後もテーマを決め、実施していく予定としております。

また、牧野富太郎生誕160年記念事業として「コンテナガーデンワークショップ」を各地区の集落活動センターと健康福祉センターかわせみにおいて実施し、60名の方の参加がありました。

参加者の皆様からは、「今まで独学で植栽してきたが、今回のワークショップに参加して、大変勉強になった」などの感想をいただき、多くの皆様に喜んでいただけたと思っております。

次に、総務課の所管事項でございます。

職員採用試験について、報告いたします。

現在、令和5年度新規採用職員につきまして、今月13日火曜日まで、佐川町職員採用試験の募集を行っております。

募集職種と採用予定人数ですが、一般行政職として5人の採用を予定しており、内訳は、事務職3人、土木技術職1人、保育士1人となっております。一次試験につきましては、9月25日日曜日に、二次試験につきましては、10月30日日曜日にそれぞれ実施いたします。

佐川町人材育成基本方針で定めている「アイデアをかたちにする職員」、「自ら考え行動できる職員」、「チームプレーができる職員」、を募集しております。佐川町のために働いてくれる、これからの佐川町を担ってくれる、熱い思いのある方に、たくさんの応募をいただきたいと願っております。

次に、南海トラフ地震対策の取り組みについて報告いたします。

本年度までに作成しております佐川地区、斗賀野地区及び加茂地区の「避難所運営マニュアル」に基づき、それぞれ災害時に避難所がより効果的に運営できるよう、住民の皆様による避難所運営訓練の実施に向けて準備を進めております。

斗賀野地区につきましては、自主防災組織連絡協議会におきまして訓練実施に向けた協議を行っていただいております、令和5年1月18日に訓練の実施を予定しております。佐川地区及び加茂地区につきましては、今後開催を予定しております自主防災組織連絡協議会において訓練実施日を決定することとなっております。

それぞれの地区において、訓練を通じて、御意見をいただき、感染症対策や要配慮者への対応などを盛り込んだ、より実行性の高いマニュアルとなるよう、マニュアル改訂についても、進めてまいりたいと考えております。

次に、税務課の所管事項でございます。

まず、令和4年度の納税通知書の発送について報告いたします。

国民健康保険税の納税通知書を7月12日に発送いたしました。前年度と比較いたしまして、件数で4件減の2,040件、課税額は、987万円減の2億5,596万1,800円となっております。

課税額が減額した主な要因につきましては、前年度の課税時点で、課税所得金額の中に、新型コロナウイルス感染症の影響で支給された持続化給付金が多く含まれており、課税額が増額となっていたため、令和4年度の課税額を令和3年度と比較すると、大幅に減額となったものでございます。

次に、令和3年度決算の徴収状況について報告いたします。

現年及び滞納繰越の合計徴収率は、町民税が前年度と同率の99.6%、固定資産税が前年度より1.5ポイント上昇し、99.7%、軽自動車税が0.1ポイント上昇し、99.9%、国民健康保険税が前年度と同率の99.1%となりました。

すべての税目において、県平均より高い徴収率を維持しており、

順位も上位を維持しております。

今後におきましても、租税負担の公平性と自主財源の確保に向け、適正な課税及び、早期対応や効率的で効果的な滞納整理を行い、徴収率の維持向上に努めてまいります。

次に、町民課の所管事項でございます。

新たな管理型産業廃棄物最終処分場に係る取り組みについて報告いたします。

8月1日に入札を実施し、処分場の埋立地や侵出水処理施設などの施設本体工事を施工する業者が大林・ミタニ・福留・クボタ環境特定建設工事共同企業体に決定しており、現在、落札業者と契約に向けて詰めの作業を行っていると同っております。

また、進入道路の施工業者を決める手続きにつきましても、順次、進めており、9月下旬ごろには決定する見込みであるとの報告を、公益財団法人エコサイクル高知から受けております。

なお、工事着工前の住民説明会につきましては、斗賀野、黒岩、尾川、佐川の4地区で、それぞれ1回、加茂地区で2回、また、工事用道路の入り口部分である上郷自治会から説明会を行って欲しいとの依頼があり、佐川地区とは別に上郷自治会での1回を加え、計7回、開催する予定と聞いております。開催時期は、11月ごろを予定しているとのことで、町としましても、エコサイクル高知及び高知県との調整を進めております。

今後につきましても、住民の皆様の御不安が、少しでも解消されますよう、関係機関と連携し、しっかりと情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、健康福祉課の所管事項でございます。

まず、社会を明るくする運動について報告いたします。

今年で72回目を迎えた社会を明るくする運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする趣旨で行われる国民的な運動であります。

毎年7月が運動の強調月間となっており、7月1日には、佐川町、越知町、仁淀川町の保護司会や役場、警察などの関係者、約30名が7台の車で3町をパレードして、再犯防止の啓発活動を行いました。

全国の犯罪を巡る状況としましては、検挙者のうち約半数が再犯

者となっており、国や地方自治体が連携して再犯防止に取り組む必要性が生じております。

佐川町としましては、同じ高吾保護区管内の越知町、仁淀川町とも連携し、今後策定する予定の再犯防止推進計画において統一的な内容を盛り込み、3町一体となった再犯防止の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、民生児童委員の改選について報告いたします。

地域において、子育て世帯や高齢者など、見守りや相談支援の役割を担っていただいております、民生児童委員と主任児童委員につきましては、今年の11月末で3年間の任期が満了するため、現在、それぞれの地元自治会などから推薦された次期3年間の候補者名簿をもとに、委嘱する厚生労働大臣への推薦手続きを進めております。

8月10日に、町の民生委員推薦会を開催し、地区担当の民生児童委員につきまして、定員45人のうち39人の推薦を決め、主任児童委員は、定員6人全員の推薦を決定いたしました。

推薦が決定した45人のうち、再任の方が36人、新任の方が9人となっております。まだ推薦が決まっていない地区におきましては、地元の自治会や地域組織等と相談しながら、引き続き適任者を探してまいります。

次に、産業振興課の所管事項でございます。

まず、プレミアム付き商品券事業について報告いたします。

今回は、プレミアム率を30%とし、1冊の額面6,500円分を5千円で販売いたします。

長期化するコロナ禍のもとで、事業の継続に努力していただいている、町内事業者を応援することと合わせて、住民の生活を出来るだけ、下支えできるようにとの考えから、一冊のうち1,500円分量販店でも使える商品券としております。

販売数量は、昨年の販売実績とほぼ同数の2万5千冊を予定しており、8月31日を申込期限として、受け付けを実施したところであります。受け付け件数につきましては、現在取りまとめを実施しております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた農業者に対する3つの支援策について報告いたします。

1つ目は、農業収入保険加入者に対する補助金でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による農産物の市場価格の低下

など、農業者の経営努力だけでは避けられないさまざまなリスクが発生しております。

これらのリスクに対応するため、リスクにより、減少した収入を補償する収入保険への加入を支援する、「佐川町農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金」を創設いたします。

2つ目は、新型コロナウイルス感染症の拡大や、燃料、肥料、農業用資材の価格高騰等の影響を受け、経費が増大することによる、農業経営の継続が懸念されることから、経営規模に応じて農業者に支給する「佐川町農業経営継続支援金」を実施いたします。

3つ目は、基幹産業の一つである農業の持続性の確保及び農地の保全に資する営農の継続を支援するため、集落営農組織等に対して支給する「佐川町集落営農組織等支援金」でございます。

この3つの支援策により、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者の皆様をしっかりと支援するため、本定例会において補正予算を計上させていただいておりますのでよろしくお願いします。

次に、佐川町社会福祉協議会が設立した「コロナに負けん！チーム佐川支えあい基金」における支援策について報告いたします。

まず、高知県に適用された「まん延防止等重点措置」に伴い、高知県が営業時間短縮の要請に協力した事業者を対象に支給する「高知県営業時間短縮要請協力金」の給付が決定された事業者に対し、事業の継続を支援するために、法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付する「チーム佐川営業時間短縮要請（第2期まん延防止）対応給付金」につきましては、申請期限の6月30日までに、法人3件、個人35件、合計で410万円の申請を受け付け、給付を完了しております。

次に、経済的影響を受けた事業者を対象にした「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」又は、「事業復活支援金」の給付が決定された事業者に対し、事業の継続及び、立て直しのための取り組みを支援するために、法人には20万円、個人には10万円の給付金を給付する「チーム佐川感染症対策臨時給付金」につきましては、「高知県新型コロナウイルス感染症対策臨時給付金」及び「事業復活支援金」の受付期間が延長されたため、申請期限を令和4年8月31日まで延長し、実施いたしました。法人27件、個人68件、合計で1,220万円の申請を受け付け、給付を実施しております。

新型コロナウイルス感染症により、影響を受けている方々への、

これらの支援や経済の活性化につきましては、今後も感染の状況や、町内の経済活動及び国、県の動向などを注視しつつ、臨機応変に対策を講じ、対応してまいります。

次に、建設課の所管事項でございます。

まず、災害復旧事業について報告いたします。

7月2日から7月5日にかけての台風4号により、公共施設のうち道路が3件、河川が4件被災し、その被害総額は約2,900万円となっております。

また、7月29日から7月31日にかけての台風5号により、農地が2件被災し、その被害額は約440万円となっております。

今回の災害を引き起こした大雨につきまして、台風4号では、国土交通省の雨量計は1時間最大23ミリにとどまりましたが、24時間最大は226ミリと比較的長時間の雨が続いたことが災害の一因となりました。一方、台風5号の雨につきましては、1時間最大64ミリとなっており、短時間に強い雨が集中して降ったことが災害の一因となりました。

今後は、予定されている災害査定や復旧工事の発注に向け、通常業務と並行しながらの作業であり多忙を極めておりますが、住民の皆様のご生活を守るため、一日も早い復旧に向け取り組んでまいります。

次に、水道未普及地域解消に向けた取り組みについて報告いたします。

ライフラインとして極めて重要な役割を担い、必要不可欠な生活用水について、上水道や飲料水供給施設が普及していない地域の住民の皆様にも、安全、安心にご使用頂ける施設整備を進めるため、計画策定に係る業務委託契約を、7月25日にコンサルタント会社と締結しました。

今後は、令和3年度に導入しました水道施設台帳のシステムを、活用することにより、まずは一定条件下での確度の高い、未普及エリアの洗い出しを行ってまいります。そして、各エリアについて、既存上水道の管路延長による給水手法が良いのか、あるいは、飲料水供給施設の拡充による手法が良いのかなど、その手法での建設や維持管理に係る費用も考慮しつつ、それぞれの地域に応じた最適な整備手法が決定できるよう、本年度から本格的に取り組んでまいります。

次に、教育委員会の所管事項でございます。

初めに、北見市佐川町教育交流事業について、報告いたします。

明治 28 年に佐川町からの入植で、開拓が始まった北海道常呂町と、本町が、平成元年に姉妹町の盟約を交したことをきっかけに、小学生が毎年相互訪問している事業でございます。

この事業は、合併後の北見市にも引き継がれ、今回で 52 回目を迎え、常呂町への訪問も 26 回目となっております。

令和 2 年度、3 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により、中止をしておりましたが、今回は、確実な感染対策をとったうえで、7 月 25 日から 29 日までの日程で、小学生 5 名と令和 2 年度に新型コロナウイルス感染症の影響で常呂町へ訪問できなかった中学生 5 名、引率教職員 3 名、合計 13 名を派遣いたしました。

現地では、コロナ禍によりさまざまな制約がある中でも、心温まるおもてなしをしていただき、全員が、貴重な体験をお土産に無事帰ってまいりました。子供たちや引率教職員からは、口々に「良い交流ができた」「良い経験になった」との声が聞かれました。

来年度は、常呂町の子供たちを本町にお迎えする順番となりますが、楽しい思い出となるよう、可能な限り、心から、歓迎したいと考えております。

次に、町立小学校の創立 150 周年について報告いたします。

町立各小学校は明治 5 年の学制発布に伴い、地元の尽力により、相次いで創立され、斗賀野小学校と黒岩小学校が今年、佐川小学校が来年、尾川小学校が再来年、それぞれ創立 150 周年を迎えます。

これにつきましては、この秋、斗賀野小学校と黒岩小学校を初めとして、地元と P T A が中心となり順次記念行事を実施すると聞いております。

町といたしましても一定の支援が必要であると考え、斗賀野小学校と黒岩小学校の記念行事実施主体に対しまして、補助金を交付するように、今議会に補正予算を提出させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、今年度からの新規事業である奨学金返還支援について報告いたします。

奨学金返還支援は対象者を当初 10 人と想定しておりましたが、想定以上に希望者が多く、7 月臨時議会におきまして補正予算を御承認いただいたところですが、8 月 10 日時点で、19 名の応募があり、

手続きが完了した方から順次支援を行っております。

次に、コロナ禍における生涯学習の取り組みについて報告いたします。

10月から11月にかけて予定しております、第48回佐川町文化祭や高知大学出前公開講座など、社会教育関係の行事につきましては、感染症対策を徹底しながら開催してまいります。今後も感染拡大の状況を注視しながら、感染防止対策にしっかりと取り組み、可能な限り取り組みの質を低下させないよう、努めてまいりたいと考えております。

最後に、高北病院の所管事項でございます。

まず、自治体立優良病院総務大臣賞受賞について報告いたします。

令和4年6月16日に東京都内で「自治体立優良病院表彰式」が開催され、鳩山総務大臣政務官から、自治体立優良病院総務大臣賞の表彰状と、表彰楯が授与されました。

これは、総務省が自治体立の病院で、地域医療の確保に重要な役割を果たしており、かつ、経営の健全性が確保されている病院を、毎年、自治体立優良病院として表彰しているもので、今年度は高北病院を含め、全国で4病院が受賞しました。

このたび受賞できましたのは、住民の皆様からの温かい御支援や励ましの言葉に支えられ、また、いろいろな御意見もいただきながら、職員が地域医療のために取り組むことができた結果だと思っております。

次に、高北病院の新型コロナウイルス感染症の対応について報告いたします。

新型コロナウイルス感染症第7波の爆発的な感染拡大により、発熱外来患者が急増したため、新型コロナウイルス検査キットが不足し、8月初旬から、一部検査が行えない状況が続いておりましたが、8月30日現在、不足状態は解消されております。

なお、現在は、高知県が希望者に配布したり、薬局で販売している薬事承認を受けた、医療用抗原定性検査キットによる判定結果を、医師の診断に使えるようになっておりますので、これらも併用して診断をしております。

また、院内クラスターの発生により、8月初旬から入院の受け入れを中止しておりましたが、院内クラスターは収束しましたので、8月25日から入院の受け入れを再開しております。

今後も、患者さん、御家族の皆様の御事情や状況に応じた御要望に、臨機応変に対応できるよう努めてまいりますので、引き続き、病院事業に一層の御支援、御協力をお願い申し上げます。

本定例会に提出いたしました付議事件は、同意案が3件、報告が4件、認定が8件、議案が9件となっております。

議員の皆様には、慎重なる御審議のうえ、適切なる御決定をたまわりますようよろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で行政報告を終わります。

日程第5、報告第9号、令和3年度財政健全化判断比率の報告についてから、日程第8、報告第12号、債権の放棄についてまで、以上4件を一括議題とします。

提出者の報告を願います。

町長（片岡雄司君）

それでは、報告案件について御説明申し上げます。

報告第9号、令和3年度財政健全化判断比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

一般会計などを対象とした、実質赤字を示す実質赤字比率はマイナスでしたので、数値はございません。また、すべての会計を対象としました実質赤字を示す、連結実質赤字比率もマイナスでしたので数値はございません。

次に一般会計などが負担する借入金返済額の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります実質公債費比率は3.3%で、令和2年度より0.2%改善しております。なお、実質公債費比率の早期健全化基準は25%でございます。

また一般会計等が将来負担すべき地方債などの実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率であります将来負担比率もマイナスでしたので数値はございません。

以上、財政健全化に関する、いずれの手法におきましても、前年度に引き続き、早期健全化基準を超えるものはございませんでした。

報告第10号、令和3年度資金不足比率の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意

見をつけて議会に報告するものであります。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、水道事業会計、病院事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計のこれらの公営企業会計ごとの資金不足がなく、数値はございません。

報告第 11 号、債権の放棄につきましては、町営住宅使用料 1 名分 59 万 7,742 円について、佐川町債権管理条例第 17 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 3 年度末に、町の私債権について放棄を行ったことを、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告第 12 号、債権の放棄につきましては、病院診療費に対して、2 名、合計額 2 万 750 円について、佐川町債務管理者、債務管理、佐川町債務管理条例第 17 条第 1 項第 2 号の、並びに第 12 号の規定に基づき、令和 3 年度末には、町の私債権について放棄を行ったこと、同条第 2 項の規定により報告するものであります。

報告は以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上で報告が終わりました。

ここで 4 件一括で質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第 9、同意案第 1 号、佐川町教育委員会教育長の任命についてから日程第 11、同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまで、以上 3 件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、同意案件について御説明申し上げます。

同意案第 1 号、佐川町教育委員会教育長の任命につきましては、現教育長であります、濱田陽治氏の任期が、本年 10 月 11 日をもって満了となることから引き続き濱田氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

濱田氏は、令和元年 10 月より、佐川町教育委員会教育長として、ふるさと教育佐川未来学構想第 3 期教育振興基本計画の推進や新文化拠点の整備、また、不登校対策などの課題に取り組んでいただい

ており、人格も高潔であり、教育長として最適任者であります。

どうぞよろしくお願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第1号、佐川町教育委員会教育長の任命について同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数。

したがって、同意案第1号は同意することに決定しました。

ただいま、任命されました、佐川町教育委員会教育長濱田君が議場におられます。佐川町議会先例集に定めるところにより、就任の挨拶を願います。

教育長（濱田陽治君）

議会の皆様の御同意をいただきまして、再任をお許しいただきました。まことにありがとうございます。

引き続き、学習環境の充実と教育課題の解決に努めてまいりますので、議員の皆様の御指導、御支援のほどよろしくお願い申し上げます。

町長（片岡雄司君）

同意案第2号、佐川町教育委員会委員の任命につきましては、現委員であります渡邊紀氏の任期が本年10月11日で満了となることから、次期につきましても、渡邊氏を任命したく、議会の同意を求めるものであります。

渡邊氏は教育者として、高い見識を有するとともに、真摯な人格に加え、温厚誠実で、教育委員として適任者であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

同意案第 2 号、佐川町教育委員会委員の任命について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 2 号、佐川町教育委員会委員の任命について同意することと賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第 2 号は同意することに決定しました。

町長（片岡雄司君）

続きまして、同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、現委員であります永田満子氏の任期が本年 10 月 31 日で、満了となることから、次期につきましても、永田氏を選任したく、議会の同意を求めるものであります。

永田氏は真摯な人柄に加え、温厚で責任感が強く、また、広く社会の事情にも通じておられ、委員として適任者であります。

どうぞよろしく願いをいたします。

議長（西森勝仁君）

同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

同意案第 3 号、佐川町固定資産評価審査委員会委員の選任について同意することに、賛成の方の起立を求めます。

全員起立。

したがって、同意案第 3 号は同意することに決定しました。

ここで 15 分間休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 5 分

再開 午前 10 時 20 分

議長（西森勝仁君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 12、認定第 1 号、令和 3 年度佐川町一般会計の決算の認定についてから日程第 28、議案第 69 号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部の変更についてまで、以上 17 件を議題にします。

提案理由の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、認定案件について御説明を申し上げます。

認定第1号、令和3年度佐川町一般会計の決算の認定についてから、認定第6号、令和3年度佐川町後期高齢者医療特別会計の決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

認定第7号、令和3年度佐川町水道事業会計の決算の認定について及び認定第8号、令和3年度佐川町病院事業特別会計の決算の認定につきましては、それぞれ、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、各認定案件の詳細につきましては、担当課、局長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

会計課長（梶原枝理子君）

おはようございます。それでは、認定第1号から認定第6号まで、令和3年度の一般会計と5つの特別会計の決算の内容について御説明をさせていただきます。

なお、各会計の詳細につきましては、後日開催されます決算の勉強会で、各担当課長から説明をさせていただきますので、私のほうからは、概要の説明とさせていただきます。

それでは参考資料で説明をいたしますので、右上に参考資料、認定第1号から第6号と書かれた、令和3年度決算の概要をごらんください。A3サイズの両面印刷したものになっております。

まず、表面の1、会計別実質収支から御説明をいたします。

一般会計は、歳入が93億2,228万8,791円、歳出が91億6,524万6,661円で、翌年度への繰越財源を除いた実質収支の額は1億1,070万7,277円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額は6千万円となっております。

令和2年度と比較いたしますと、歳入が約1億9千万円、歳出が約500万円の減額となっております。

次に、国民健康保険特別会計は、歳入が17億9,901万559円、歳出が17億6,401万6,426円で、実質収支の額は3,499万4,133円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額は350万4,133円となっております。

次に、学校給食特別会計は、歳入が 5,838 万 581 円、歳出が 5,836 万 4,821 円で、実質収支の額は 1 万 5,760 円となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計は、歳入と歳出が同額の 3,586 万 5,755 円となっております。

次に、介護保険特別会計は、歳入が 17 億 1,596 万 5,277 円、歳出が 16 億 8,491 万 1,458 円で、実質収支の額は 3,105 万 3,819 円となっており、実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額は、全額の 3,105 万 3,819 円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計は、歳入が 2 億 4,108 万 6,523 円、歳出が 2 億 3,703 万 7,023 円で、実質収支の額は 404 万 9,500 円となっております。

続きまして、2 一般会計歳入歳出決算につきましては、その主な増減の理由を御説明いたします。

まず歳入の 1 款町税は、固定資産税の家屋や償却資産等の課税客体の減により、0.2%の減額となっております。

6 款法人事業税交付金は、税制改正により、令和 2 年度から新設されました県の法人事業税額の一部を市町村に交付するもので、法人事業税額全体の伸びにより、170.1%の増額となっております。

9 款地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金の創設により、39.1%の増額となっております。

10 款地方交付税は、普通交付税が地域デジタル社会推進費や臨時経済対策費等の創設により、12.6%の増、特別交付金も地域おこし協力隊の増員や、病院基準額単価の引き上げにより、9.2%の増となっております。

14 款国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増などありましたが、令和 2 年度特別定額給付金給付事業費、事務費補助金分の減により、全体として 33%の減額となっております。

15 款県支出金は、ぷらっとホームさかわ建設のための介護基盤緊急整備事業費補助金の減や現年災害復旧費補助金の減により、11%の減額となっております。

17 款寄附金は、ふるさと納税の返礼品数の増加や充実により、寄附額は 1 億円以上増額となっており、全体として 48.2%の増となっております。

18 款繰入金は、ふるさと納税寄付金基金や地域振興基金の繰入金の増により、48.2%の増額となっております。

20 款諸収入は、地域防災組織への防災資機材の購入に充てられましたコミュニティ助成金や、令和 2 年度、後期高齢者医療負担金の精算金による増となっております。なお、収入未済額は、住宅新築資金貸付事業の元利収入となっております。

次に歳出になります。

こちらにも主な増減理由を御説明いたします。

2 款総務費は、減債基金セット整備基金、ふるさと納税寄附基金の基金積立金の増額などあるものの、昨年度の特別定額給付金事業分の減や、役場庁舎の耐震改修工事分の減により、5.7%の減額となっております。

4 款衛生費は、新型コロナワクチン接種関連の事業により、11.9%の増となっております。

6 款商工費は、道の駅基本設計委託料や実施設計委託料により、40.1%の増となっております。

7 款土木費は、地域振興策の河川改修工事や住宅耐震改修費補助金により、47%の増となっております。

8 款消防費は、防災行政無線の更新工事により、36.8%の増となっております。

9 款教育費は、黒岩小学校の施設整備工事などありましたが、令和 2 年度の文化センター大規模改修工事の減により、32.8%の減額となっております。

続きまして裏面をごらんください。裏面の 3 特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。こちらにも主な増減理由のほうの説明とさせていただきます。

まず国民健康保険特別会計となります。

歳入の 1 款国民健康保険税は、被保険者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在、2,922 人で、1 年前と比較いたしますと、87 人の減となっておりますが、令和 3 年度は、課税所得金額に新型コロナウイルス感染症の影響で支給されました持続化給付金が含まれたため、課税額が増額となり、対前年比で 2.4%の増となっております。

同じ歳入 7 款、諸収入は、国保連合会からの第三者求償金の収入が例の前年度と比較して減額となっております。

8 款国庫支出金は、コロナによる収入減に伴う保険料軽減に対する補填分の災害等臨時特例補助金の減や、マイナンバー普及のための社会保障税番号制度システム整備費等補助金の減により減額とな

っております。

歳出のほうの 5 款保健事業費は、3 年度より新たに始めました特定健診への受診勧奨事業のための委託料による増額となっております。

7 款諸支出金は、国保直診の施設設備の整備事業に対する高北病院への繰出金による増となっております。

次に、学校給食特別会計です。

5 款国庫支出金は、令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症対策による学校臨時休業対策費補助金が、令和 3 年度は交付税対象となったため、補助額はゼロとなっております。

給食数は 2 年度より 3,162 食増え、全体としては、歳入歳出とも前年度より増額となっております。

次の農業集落排水事業特別会計です。

施設の機能強化対策に約 1,200 万円を要したため、歳入では、3 款の県支出金と、8 款の町債が増額となり、歳出では、1 款の事業費が増額となっております。

次に、介護保険特別会計となります。

被保険者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在、昨年度より 5 人減の 4,948 名となっております。

1 款保険料は、基準額を 6 千円から 5,800 円に改定したことにより、3.2%の減額となっております。

8 款繰越金はゼロになっておりますが、こちらの繰越金は、令和 2 年度決算による実質収支額を全額基金に繰り入れたため、繰越金についてはゼロということになっております。

次に、後期高齢者医療特別会計になります。

被保険者数は、令和 4 年 3 月 31 日現在、令和 2 年度より 46 人増え、2,710 人となっております。

こちらの方は、歳入歳出とともに大きな増減はございません。

続きまして、4、基金の状況の説明をさせていただきます。

令和 3 年度中の積立につきましては、毎年同額を積み立てているものや、実質収支からの積み立てを除きますと、減債基金に、道の駅や地域振興策の大型事業の公債費の償還に充てるため約 3 億円。施設整備等基金に、図書館の建設や公共施設全体の維持管理の財源として、約 3 億 5 千万円。牧野博士顕彰基金に、NHK 連続テレビ小説らんまんの決定を受けて、牧野博士顕彰事業の財源として約

2,100 万円。ふるさと納税寄附金基金に寄附金の約 3 億 4,900 万円。また産業廃棄物最終処分場の建設に伴う地域振興事業のために、地域振興基金に新積み立てとして、約 7,300 万円を積み立てました。

一方、取り崩しをしたものは、ふるさとの設計寄附金基金からは、返礼品の代金や郵送料の財源として、約 2 億 4,600 万円を、地域振興基金からは、令和 3 年度の地域振興事業のため、約 6,200 万円を取り崩しました。

この結果、基金全体の額は、令和 2 年度末から約 9 億 2,300 万円の増額となり、合計で 60 億 5,511 万 7,863 円となりました。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

おはようございます。それでは私のほうから、認定第 7 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書の 1 ページをお開きください。決算報告書、収益的収入及び支出の収支ですが、上の表です。上の表の収入をごらんください。

第 1 款水道事業収益決算額 1 億 9,626 万 9,639 円となっております。内訳としましては、営業収益 1 億 6,792 万 3,434 円、営業外収益 2,834 万 6,205 円。特別利益はゼロとなっております。

下の表をですが、支出をごらんください。

第 1 款水道事業費用、決算額 1 億 5,524 万 7,129 円となっております。内訳としましては、営業費用 1 億 4,228 万 9,392 円、営業外費用 1,294 万 3,530 円。特別損失 1 万 4,207 円、予備費はゼロとなっております。

続きまして 2 ページをお開きください。

収益的収入及び支出の収支ですが、上の表、収入をごらんください。

第 1 款資本的収入決算額 2 億 795 万 3,800 円となっております。

内訳としましては、企業債が 5,500 万円、補助金が 8,895 万 4,300 円。負担金が 777 万 1,500 円、出資金 5,622 万 8 千円となっております。

下の表、支出をごらんください。

第 1 款資本的支出決算額 2 億 9,142 万 7,304 円となっております。

内訳としましては、建設改良費 2 億 2,428 万 3,350 円、企業債償

還金 6,714 万 3,954 円となっております。

続きまして下の欄外をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額 8,347 万 3,504 円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 1,150 万 9,647 円、減債積立金 1,607 万 1,378 円。過年度分損益勘定留保資金 5,589 万 2,479 円で、補填いたしております。

3 ページ以降につきましては損益計算書、貸借対照表など、必要書類を添付しております。なお、詳細につきましては、決算の勉強会のほうで説明をさせていただきます。

以上でございます。

よろしくお願いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

それでは私から、認定第 8 号、令和 3 年度佐川町病院事業特別会計の決算について説明をさせていただきます。

決算書 1 ページをお開きください。決算報告書、収益的収入及び支出の表でございます。

上の表、収入をごらんください。第 1 款病院事業収益、決算額 17 億 4,203 万 5,032 円となっております。第 1 款、すいません。内訳としましては、医業収益 13 億 4,821 万 4,412 円。医業外収益 2 億 4,865 万 9,678 円。介護老人保健施設収益 5,732 万 2,144 円。デイケア収益 4,571 万 9,081 円。デイサービス収益 4,158 万 6,143 円、特別利益 53 万 3,574 円となっております。

下の表、支出をごらんください。

第 1 款病院事業費用、決算額 17 億 1,601 万 6,818 円となっております。内訳としまして、医業費用 15 億 2,717 万 2,086 円。医業外費用 4,426 万 8,713 円。介護老人保健施設費用 6,303 万 8,228 円。デイケア費用 4,300 万 5,818 円。デイサービス費用 3,851 万 6,086 円。特別損失 1 万 5,887 円、予備費ゼロとなっております。

病院事業収益から病院事業費用を差し引き、純利益は 2,601 万 8,214 円となっております。

続きまして、2 ページをごらんください。資本的収入及び支出の表でございます。上の表、収入をごらんください。

第 1 款資本的収入決算額 1 億 2,054 万 8 千円となっております。内訳としましては、企業債 1,750 万円、出資金 1,754 万 1 千円、負担金 7,962 万 2 千円。補助金 588 万 5 千円、固定資産売却代金ゼロ

となっております。

下の表、支出をごらんください。

第1款資本的支出決算額2億183万9,145円となっております。内訳としましては、建設改良費3,013万6,580円、企業債償還金1億7,050万2,565円。長期貸付金120万円となっております。

欄外をごらんください。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額8,129万1,145円につきましては、当年度分損益勘定留保資金で補填いたしております。

3ページ以降につきましては、損益計算書、貸借対照表など、決算報告書の関係書類、11ページ以降につきましては、事業報告書の関係書類などを添付しております。

詳細につきましては、決算勉強会のほうで説明をさせていただきます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で決算の説明が終わりました。

ここで、監査委員の決算審査の結果を代表監査委員から報告願います。

代表監査委員（上田益英君）

おはようございます。それでは、令和3年度の決算審査の報告を監査委員よりさせていただきます。

令和3年度決算審査意見書があると思いますので、そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、1ページですが、令和3年度佐川町一般会計及び特別会計歳入歳出決算書及び関係証拠書類を審査した結果、意見は下記の通りである。

1 審査を行った日、一般会計及び特別会計、7月20日から8月26日までの8日間。

2 審査の結果、令和3年度各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数と、歳入歳出予算書、収入証書、出納書類を照査のうえ、さらにその内容について検討を加え、審査を実施した結果、決算はすべての会計で計数的に正確であり、内容も正当なものであることを確認した。また、各基金の管理運用状況も計数的に正確で、それぞれの目的に沿って運用されている。

3 の決算の概要につきましては、各会計の決算額を表に示しております。2ページ以降に、一般会計、特別会計、各会計につしまし

て、具体的な決算額、及びそれに対します監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただいています。

その中で、2 ページですが、一般会計の決算額は、歳入が 93 億 2,228 万 8 千円、歳出は 91 億 6,524 万 6 千円となり、グラフでもわかりますが、歳入で前年度より 2.01%、1 億 9,067 万 5 千円の減少。歳出においても、0.06%、5,151 万円減少している。

その結果、実質収支は 1,070 万 7 千円で、前年度より 1 億 1,711 万 5 千円の減となっている。

次に、4 ページの歳入の決算財源別状況で、増加額が大きいものは、地方交付税 3 億 4,745 万 1 千円。ふるさと納税の増に伴う寄附金の 1 億 1,530 万 9 千円である。減少額が大きいものは、国庫支出金の 7 億 9,621 万円、県支出金の 9,528 万 6 千円である。これは主に特別定額給付事業費補助金が減となったことによるものである。

次、7 ページの歳出の性質別状況では、経常的経費の維持補修費と扶助費等が増加し、補助費で減少しており、経常経費全体で 6 億 4,314 万 9 千円の減になっている。投資的経費は 1 億 196 万 2 千円の減少で、これは主に災害復旧事業費の減少によるものである。

次に、10 ページからの、実質公債費比率は、健全化判断比率の一つとなっており、本年度は 3.3%で、前年度より 0.2 ポイント好転している。ただ、償還の据え置き後、令和 6 年度からは上昇が予想される。

次に、25 ページの、病院事業特別会計では、純利益が 2,601 万 8 千円の黒字で、前年度より 3,784 万 4 千円の減となっている。

医療を取り巻く環境は厳しいものがあるが、住民が健康で安心して住み続けられる地域となるよう、公立病院としての役割を果たしていくことを期待する。

令和 4 年度から向こう 5 年間の経営計画について、今後は、新型コロナウイルス感染症の影響により、医業収益は厳しい状態が続くと思われることから、国や県の支援も受けながら、コロナ後の経営安定化に向けて、しっかり経営計画で示した運営を着実に実行するよう努力されたい。

その他の特別会計については、監査委員の指摘及び意見等を述べさせていただいていますので、ごらんをいただきたいと思います。

29 ページから 31 ページに、監査委員の決算審査の結果報告を総括として掲載させていただいておりますので、ごらんいただければ

と思います。

今後においては、住民の負託と信頼に応えるべく、最少の経費で最大の効果を上げるよう計画的、効率的かつ効果的な行政運営を推進されることを切に要望して、監査報告及び意見とする。

以上でございます。

議長（西森勝仁君）

以上で、代表監査委員の報告を終わります。

引き続き、執行部の説明を求めます。

町長（片岡雄司君）

それでは、議案について御説明を申し上げます。

議案第 61 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1 億 7,045 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 96 億 7,683 万 4 千円とするものであります。

議案第 62 号、令和 4 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回歳入歳出それぞれ 3,165 万 4 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 560 万 8 千円とするものであります。

議案第 63 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 1,387 万 9 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 18 億 6,118 万円とするものであります。

議案第 64 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、今回、歳入歳出それぞれ 415 万 3 千円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ 2 億 5,654 万 9 千円とするものであります。

議案第 65 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、収益的収入支出予算の増額補正及び、資本的支出予算の減額補正を行うもので、収益的収入及び支出の既決予算額を収入 17 億 7,985 万 3 千円。支出 17 億 7,157 万円に補正し、資本的支出の既決予定額を 2 億 2,221 万 8 千円に補正するものであります。

議案第 66 号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和 4 年 10 月 1 日より施行される地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い条例の一部を改正

するものであります。

議案第 67 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 4 月 6 日に公布、施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

議案第 68 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、当年度末の未処分利益剰余金のうち、2 億 6,808 万 3,895 円を資本金へ組み入れ当年度純利益、当年度純利益 2,944 万 7,157 円のうち、1,444 万 7,157 円を減債積立金に、1,500 万円を建設改良積立金へそれぞれ積み立てるものであります。

議案第 69 号、高知県広域食肉センター事務組合理約の一部変更につきましては、令和 5 年度から、新食肉センターでと畜事業を開催されることに伴い、高知県広域食肉センター事務組合の特別地方公共団体としての法人格を消滅させる必要があるため、事務組合の解散に関する条項を追加するもので、地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を求めるもので、あります。

なお、各議案の詳細につきましては、担当課局長のほうから説明をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、議案第 61 号、令和 4 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず補正予算書の 4 ページ、5 ページをお願いします。4 ページは、第 2 表繰越明許費となっております。

5 款農林水産業費、2 項林業費、事業名おもちゃ美術館事業の 3,124 万円は、今回の補正予算に計上させていただいております、おもちゃ美術館整備委託業務につきまして、令和 5 年 3 月の建物施設完成後に、おもちゃの設置が必要となるため、また、人材育成等のソフト事業につきましては、美術館オープンに合わせた実施が必要となるため、繰り越しをするものです。

次の 6 款商工費、1 項商工費、事業名佐川町道の駅事業 4,655 万円は、令和 5 年 3 月の建物施設完成後に、道の駅運営システム設置の稼働テストや什器、冷蔵冷凍ケース等の備品の納品、設置を行う必要があるため、繰り越しを行うものです。

次に、5 ページになります。第3表地方債補正です。

上の表の1、追加の起債の目的欄、集落活動センター加茂の里増築工事につきましては、今回の補正予算に計上しております工事費及び当初予算にて計上済みの、工事設計管理委託費の財源として、地域活性化事業債を活用するものです。

次の表の2、変更の臨時債、ごめんなさい、臨時財政対策債につきましては、令和4年度の普通交付税額の確定により、臨時財政対策債の発行可能額が決定となりましたので、限度額を816万円減額し、4,820万9千円に変更するものです。

次に、歳入歳出の事項別明細書、14、15 ページをお願いします。

主な歳出の説明をさせていただきます。

まず、2つ目の表になります。

2款、1項、1目一般管理費の12節委託料、134万9千円につきましては、ハラスメントに関する相談対応や、また万一ハラスメントと思われる事案が発生した場合の、事実調査や認定、処分例の提示などの対応を第三者委員会として、専門の事業者へ委託する費用となっております。

同じ表の中ほどになります。4目企画費、14節工事請負費の1,034万3千円は、集落活動センター加茂の里の増築工事にかかる費用で、現在の会議室横に増床の予定です。

1番下の11目新型コロナウイルス対策費、18節補助金の343万円は、燃料価格の高騰を踏まえ、交通事業者に対しまして、走行距離に応じ、1リットル当たり、軽油20円、ガソリン30円の燃料費補助を行うものです。

続いて、20、21 ページをお願いします。

一番下の表、4款、2項、1目清掃施設費、12節委託料、触れ合い収集事業委託料76万4千円は、新たなごみ出し支援制度を創設し、実施する費用でご自身でごみをごみ集積所まで排出することが難しい高齢の方や障害者の方が、属する世帯を対象に、ごみ収集を事業者へ委託する費用となっております。

次の22、23 ページをお開きください。

上の表の5款、1項、3目農業振興費、18節負担金補助及び交付金、説明欄の、農業共済収入保険加入促進支援事業費補助金700万円は、新型コロナウイルス感染症等による農業収入減少を補償する保険料の一部、掛け捨て部分の払い込んだ保険料の2分の1以内で、

10 万円を上限に助成するものです。

次の農業経営継続支援金 2 千万円は、新型コロナウイルス感染症等の影響で経営の継続が懸念される、農業者や集落営農組織等への支援金となります。

次の段の 4 目園芸振興費、18 節負担金補助及び交付金の 929 万 2 千円は、新規就農者に対する、園芸用ハウス整備への補助金です。

次の表、5 款、2 項、2 目林業費、12 節委託料の 3,124 万円は、おもちゃ美術館のおもちゃ製作や開業に向けた人材育成、運営支援等に係るソフト面の委託料となっております。

次の段の 14 節工事請負費 3,476 万円は、おもちゃ美術館管内の内部照明やエアコンなどの機械電気設備、及び大型木製遊具などの造作物の整備費となっております。

続きまして 24、25 ページをお願いします。

一番上の表の 7 款、1 項、3 目道路橋梁新設改良費の 14 節工事請負費、地域振興策 1,187 万円の減額と、21 節補償補填及び賠償金、地域振興策の同額の増額補正につきましては、道路の改良工事实施に支障となります倉庫等の移転につきまして、地権者との調整を完了することができたため、物件補償の早期完了を図り、次年度以降の工事を円滑に進めるための補正です。

最後に、一番下の表、9 款、1 項、2 目事務局費の 18 節負担金補助及び交付金の説明欄、負担金 185 万円のうち、50 万円は佐川高等学校創立 100 周年記念事業に対する町村負担金で、仁淀川町、越知町、日高村、本町で負担をするものです。

次の 135 万円につきましては、斗賀野小学校が創立記念事業実施にあたり、ガバメントクラウドファンディングを実施し、その寄附金を、負担金として支出をするための予算となっております。また、次の補助金 100 万円につきましては、斗賀野小学校及び黒岩小学校の創立 150 年記念事業実施に係る補助金となっております。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして歳入についての御説明をさせていただきたいと思います。

10 ページ、11 ページのほうにお戻りください。10 ページ 11 ページになります。

2 番目の表の 10 款、1 項、1 目地方交付税の 7,318 万 2 千円は、普通交付税の交付額決定により増額となるものです。

次に、中ごろの表、14 款、2 項、8 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金の説明欄、地方創生拠点施設整備交付金 1,936 万円は、歳出補正予算に計上しております、おもちゃ美術館整備事業に係る工事費用についての国庫補助金、対象経費の補助率が 2 分の 1 となっております。

次の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 3,313 万円は、歳出で説明をさせていただきました農業者や集落営農組織等への補助や支援金事業などへの交付金となります。

12、13 ページをお願いします。

2 つ目の表の 18 款、1 項、2 目その他基金繰入金、説明欄、ふるさと納税寄附金基金繰入金 4,357 万 3 千円につきましては、おもちゃ美術館整備事業に係る費用の一部などに充当するためのものとなっております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは私のほうから、議案第 62 号、令和 4 年度国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

今回の補正は主に前年度の繰越金の計上によります歳入額の増額及びそれに伴います歳出予備費の増額となっております。

補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。

歳出から説明させていただきます。

1 款、1 項、1 目一般管理費、16 万 5 千円の増額につきましては、国民健康保険制度の改正に伴います、未就学児の保険料均等割額の軽減措置が、今年の 4 月から実施されたことに伴い、既存の国保情報データベースシステムを改修するのに必要な委託料の増額となっております。

次の表、7 款、1 項、8 目特定健康診査等負担金償還金 17 万 5 千円の増額につきましては、前年度の国民健康保険保険給付費等交付金の精算に伴う特定健康診査等負担金の償還金となっております。

1 番下の表 8 款、1 項、1 目予備費につきましては、前年度からの繰越金の計上により、3,131 万 4 千円の増額となっています。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目保険給付費等交付金につきましては、歳出で説

明いたしました国保情報データベースシステム改修の委託料 16 万 5 千円が、県補助金として財政支援されるものです。

下の表、6 款、1 項、1 目繰越金 3,148 万 9 千円につきましては、歳出で説明しました、前年度の保険給付費等交付金の精算に伴う特定健康診査等負担金の償還金 17 万 5 千円及び前年度からの繰越金の計上による、予備費 3,131 万 4 千円を繰越金として増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

健康福祉課長（岡崎省治君）

私からは、議案第 63 号、令和 4 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について御説明をいたします。事前にお配りをいたしましたものと差し替えとなっております。誠に申し訳ございませんでした。

まず、補正予算書の 4 ページをごらんください。第 2 表の債務負担行為でございます。内容につきましては、佐川町の高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定支援業務、委託業務につきまして、本年度の当初予算において、ニーズ調査等の経費をすでに議決をいただいておりますけれども、業務が本年度と来年度の 2 カ年にわたりますことから、年度をまたぐ全体の予算を確保いたしまして、委託業務を円滑に進めていきたいと考えております。そのために、来年度、令和 5 年度に予定しております計画書本体の策定経費につきまして、363 万円の債務負担限度額を設定をさせていただきたいというものでございます。

次に歳入歳出補正予算になりますが 12 ページ、13 ページになります。歳出の事項別明細書をごらんください。

13 ページの説明欄をごらんいただきますと、まず、超過勤務手当、超勤手当につきましては、介護予防ケアマネジメント業務におきまして、会計年度職員の欠員に伴い、正規職員の超過勤務が想定より発生しております。このため 5 万 8 千円につきまして科目間の組みかえをさせていただいております。

次に 7 款、1 項、2 目の介護保険、介護給付費償還金 1,371 万 4 千円につきましては、令和 3 年度の地域支援事業等の実績が計画より少なかったために、すでに受け入れております、国県の負担金を償還をするものです。

ページを戻っていただきまして歳入のほうになりますが、10 ペー

ジ 11 ページをごらんください。事項別明細書になります。

1 番上の表の 3 款、1 項、1 目介護給付費負担金の過年度精算分の 2,817 万 2 千円につきましては、令和 3 年度の介護給付費の実績に伴いまして、追加で国から交付を受けるものでございます。

最後に 1 番下の表になりますが、今回、歳入歳出予算、全体、補正の全体の財源調整によりまして、7 款、2 項、1 目介護保険事業運営基金繰入金につきまして、1,443 万 7 千円を減額補正をするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

町民課長（山本壽史君）

それでは私のほうから、議案第 64 号、令和 4 年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

今回の補正は主に前年度繰越金の計上による歳入額の増額及びそれに伴います、後期高齢者医療広域連合納付金の歳出額の増額となっております。

補正予算書 10 ページ、11 ページをお開きください。歳出から説明させていただきます。

1 款、1 項、1 目 10 万 5 千円の増額につきましては、職員の扶養手当の増額に伴います人件費の補正となっております。

下の表 2 款、1 項、1 目後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、前年度からの繰越金の計上により、404 万 8 千円の増額を行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

ページを戻っていただきまして、8 ページ、9 ページをお開きください。

3 款、1 項、1 目職員給与等繰入金につきましては、歳出で説明しました人件費の増額に伴い、10 万 5 千円の繰り入れを行うものです。

その下の表、6 款、1 項、1 目繰越金につきましては、歳出で説明しました、後期高齢者医療広域連合納付金の前年度からの繰越金 404 万 8 千円を増額補正するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

病院事務局長（池内智保君）

それでは私から、議案第 65 号、令和 4 年度佐川町病院事業特別会

計補正予算（第 1 号）について説明をさせていただきます。

佐川町病院事業特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案本文にありますとおり、この補正は、令和 4 年度佐川町病院事業特別会計予算に定めております、第 3 条収益的収入及び支出、第 4 条資本的支出の予定額につきまして、補正予定額のとおり補正をさせていただくものであります。

6 ページ、7 ページをお開きください。事項別明細書でございます。まず、6 ページ、上の収益的収入の表をごらんください。

収入の 1 款 2 項 4 目の補助金につきまして、836 万 8 千円を増額補正するものでございます。

県補助金の説明欄をごらんください。

高知県新型コロナウイルス感染症対策事業費補助金 951 万 6 千円は、4 月から 9 月までの新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れる病床の確保に対する補助金であります。

その下の高知県新型コロナウイルスワクチン個別接種等促進事業費補助金 120 万円は、4 月から 8 月までに実施しました新型コロナウイルスワクチンの個別接種に対する補助金であります。

高知県看護職員等処遇改善補助金 234 万 8 千円の減額につきましては、当初予算に計上しておりました補助金から交付金へ組み替えをするものであります。

これら 3 件の合計 836 万 8 千円を増額補正を行うものであります。

次の 1 款、2 項、8 目の負担金交付金につきましては、県交付金 328 万 5 千円、その他交付金 500 万円、合計 828 万 5 千円を増額補正するものでございます。

県交付金の説明欄をごらんください。

高知県検査協力医療機関協力金 90 万円は、ゴールデンウィークにおいて新型コロナウイルス感染症の検査を行うことに対する交付金であります。

その下の高知県看護職員等処遇改善事業交付金 238 万 5 千円は、先ほど御説明しました補助金からの組み替え分であります。対象となる看護師が、採用により 1 名増員したために減額した補助金額より 3 万 7 千円増額しております。

その他交付金につきましては、人生 100 年時代づくり地域創生ソフト事業交付金 500 万円を増額補正するものでございます。この事業は、このたびの当院が優良自治体病院として、総務大臣賞を受賞

しましたことにより、当院が行う地域医療に関する事業に対して、公益財団法人地域社会振興財団から交付されるものでございます。

次に下の支出の表をごらんください。

支出の1款、1項、3目の経費につきまして、987万円を増額補正するものでございます。経費のうち、消耗備品費187万円は、透析患者用アーム式テレビ20台の購入費であります。

病院事業会計規定の第61条において、有形固定資産の機械備品は、耐用年数が1年以上、かつ、取得価格が10万円以上のものに限ると定めております。

当初予算計上の見積もりでは、1台当たりの取得価格が10万を超えると見込んでおりましたので、7ページにあります資本的支出の有形固定資産購入費へ、20台分の227万7千円を組んでおりましたが、入札により1台当たり10万円以下となりましたので、このたび、20台で187万円となりましたので、資本的支出の、有形固定資産購入費用を227万7千円減額し、医業費用の消耗備品費へ組みかえ、187万円を増額補正するというものであります。

その下の光熱水費の電気料金につきましては、10月分から燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限を廃止した新たな料金条件と、料金表が適用されることに伴い見込まれる増額分と、今年度の使用実績に伴う見込み分の増額分として800万円を補正するものであります。

次に、7ページの資本的支出の表をごらんください。

支出の1款、1項、2目の有形固定資産購入費の医療機械器具等購入費につきましては先ほど消耗備品費で説明させていただきましたとおり、当初に計上しておりました透析患者用アーム式テレビ20台の購入費、227万7千円を減額するものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

総務課長（片岡和子君）

それでは、私のほうからは議案第66号と議案第67号について御説明をさせていただきます。

議案第66号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、令和4年10月1日より施行されます地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴いまして、関係規定の整備を行うものとなっております。

主な改正内容につきまして申し述べさせていただきます、御説明とさ

せていただきたいと思います。

1 つ目、主な内容の 1 つ目は育児休業の取得回数制限の緩和です。職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を現行、原則 1 回から原則 2 回までといたします。また、この 2 回までとは別に、主に男性職員になろうかと思いますが、子供さんの出生後 8 週間以内に育児休業をすることができる回数を現行、原則 1 回から 2 回までといたします。

2 つ目は、非常勤職員がこの子供さんの出生の日から 57 日間以内に育児休業をしようとする場合の対象者要件となっております現行、子が 1 歳 6 カ月に達する日までにその任期が満了すること等が明らかでないことにつきまして、子の出生の日から 57 日間の末日から 6 月を経過する日までに緩和いたします。

3 つ目といたしましては、非常勤職員の子が 1 歳以降の一定の場合に取得する事ができる育児休業につきまして、夫婦交代での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものです。

今回提出の条例改正は、主にこのような内容に伴う関係規定の改正となっております。男性職員の育児参加や職員の御家庭の事情などに合わせまして育児休業を取得しやすい勤務環境の整備を行うものとなっております。

続きまして、議案第 67 号、佐川町議会議員及び佐川町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、公職選挙法施行令の改正により、最近における物価の変動及び令和元年 10 月施行の消費税増税を踏まえまして、国政選挙における選挙運動に関し、公営に要する費用に係る限度額の引き上げが行われたことにより、関係規定の改正を行うものとなっております。

参考資料議案第 67 号関係をごらんいただければと思います。新旧の対照表になっているかと思います。

まず、選挙運動用自動車の使用の公費負担額等についての規定となっております第 4 条の第 1 項、第 2 号ア、当該契約が選挙運動用自動車の借入契約である場合は 1 日あたりの単価につきまして、下から 3 行目と 2 行目の下線箇所になりますが、現行 1 万 5,800 円が改正後案 1 万 6,100 円になります。

一番下の行のイ、当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合は、2 ページ目の上から 4 行目の下線箇所 1 日

当たりの単価につきまして、現行 7,560 円が改正案 7,700 円になります。

続きまして第 8 条、第 8 条の選挙運動用ビラの作成の公費負担額についての規定では下から 2 行目の下線箇所、ビラの 1 枚当たりの作成単価につきまして、現行 7 円 51 銭が、改正案 7 円 73 銭になります。

最後に 3 ページ目の中ごろから少し上から始まります、第 11 条、選挙運動用ポスター作成の公費負担額についての規定では、ポスターの 1 枚当たりの作成単価につきまして、現行 525 円 6 銭が改正案 541 円 31 銭に。また、国のポスター作成企画費に当たる金額につきまして、現行 31 万 500 円が改正案 31 万 6,250 円となります。説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

建設課長（藤本雅徳君）

それでは、私から議案第 68 号、令和 3 年度佐川町水道事業会計利益剰余金の処分について説明をさせていただきます。

議案書をごらんください。

令和 3 年度の決算におきまして、未処分利益剰余金の残額が 2 億 9,753 万 1,052 円となっております。この未処分利益剰余金のうち、2 億 6,808 万 3,895 円を資本金へ組み入れ、また、当年度純利益のうち、1,444 万 7,157 円を企業債の償還に充てるための減債積立金に、1,500 万円を建設改良積立金として積み立てたいと考えておりますので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

産業振興課長（下八川久夫君）

それでは私から議案第 69 号、高知県広域食肉センター事務組合規約の一部変更について御説明させていただきます。

現在、高知県広域食肉センター事務組合で行っておりますと畜事業につきましては、令和 5 年度から高知県食肉センター株式会社が主体となり整備を進めております新食肉センターで開始することになっております。

これに伴い、高知県広域食肉センター事務組合の特別地方公共団体としての法人格を消滅させることが必要となりますが、昭和 53 年度の設立当時には解散が想定されていなかったため、今後の解散に向けた事務手続に必要な組合の解散に関する条項を追加するも

のとなっております。

変更内容につきましては、第 12 条で組合を解散できることの規定、第 13 条で解散に伴う財産処分に関する規定、第 14 条で解散に伴う事務の証券に関する規定、第 15 条で解散後の決算の審査及び認定に関する規定を追加するものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（西森勝仁君）

以上で、認定第 1 号から議案第 69 号までの提案理由の説明を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の開会を 5 日の午前 9 時とします。

本日はこれで散会します。

散会　　午前 11 時 30 分

